

**小田原市消防庁舎再整備事業
庁舎設計事業者選定プロポーザル
実施要項**

小田原市

小田原市消防庁舎再整備事業 庁舎設計事業者選定プロポーザル実施要項

小田原市消防庁舎再整備事業（（仮称）成田出張所庁舎、岡本出張所庁舎）（以下「本事業」という。）に係る「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に基づく参加資格確認申請書及び技術提案書の提出等については、関係法令等に定めるもののほか、本小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）による。

本事業に係る設計業務（以下「本業務」という。）は、小田原市を業務場所とする（仮称）成田出張所庁舎と、南足柄市を業務場所とする岡本出張所庁舎の行政区域が異なる2出張所庁舎の設計業務を行うものである。（仮称）成田出張所庁舎は本市消防管内の地理的中心部に位置し、増加する救急需要などに対応する中核的役割を担うものであり、一方、岡本出張所庁舎は既設の出張所庁舎の役割を踏襲しつつも、今後の当市出張所庁舎整備におけるモデルケースとなりうる役割を担うものである。

本消防管内の特性を十分に理解するとともに、柔軟かつ高度な発想力及び豊富な経験や能力をもつ優れた設計者を、公募型プロポーザルによって選定することで本業務の確実な成果を実現させるものである。

1. 公示日

平成30年4月2日

2. 発注者

(1) 発注者 小田原市

(2) 事務局 小田原市 消防本部 広域調整課 広域調整係

住 所 〒256-0813 神奈川県小田原市前川183-18

電 話 0465-49-4420 F A X 0465-49-2592

Eメール ko-koiki@city.odawara.kanagawa.jp

窓口対応時間 9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）

3. 事業概要

(1) 事業名

小田原市消防庁舎再整備事業（（仮称）成田出張所庁舎、岡本出張所庁舎）

(2) 事業場所

① （仮称）成田出張所庁舎：小田原市成田字宗沢923番

② 岡本出張所庁舎：南足柄市岩原字吹場1025番5、1025番6

(3) 事業内容

① 本事業の構成は以下のとおりとする。

ア （仮称）成田出張所庁舎整備事業（基本設計及び実施設計業務、建設工事）

イ 岡本出張所庁舎整備事業（基本設計及び実施設計業務、建設工事）

② 本業務は、参加資格を有する者に対して技術提案書の提出を求め、技術提案書の中立かつ公正な審査の結果に基づき選定した者（以下「優先交渉権者」という。）と、見積合わせの後、設計業務の契約を締結し、本事業における基本設計及び実施設計業務を実施するものである。なお、今後、新たな契約等に基づき、本業務を受託した事業者（以下「設計事業者」という。）に工事監理業務を委託する予定である。

③ 業務内容の詳細は以下による。

ア 「小田原市消防庁舎再整備事業（（仮称）成田出張所庁舎、岡本出張所庁舎）設計業務委託共通仕様書」

イ 「小田原市消防庁舎再整備事業（（仮称）成田出張所庁舎、岡本出張所庁舎）設計業務委託特記仕様書【（仮称）成田出張所庁舎】」

ウ 「小田原市消防庁舎再整備事業（（仮称）成田出張所庁舎、岡本出張所庁舎）業務委託特記仕様書【岡本出張所庁舎】」

エ 「小田原市消防庁舎再整備基本計画〈（仮称）成田出張所庁舎〉」

オ 「小田原市消防庁舎再整備基本計画〈岡本出張所庁舎〉」

(4) 業務期間

① 業務委託契約の締結日から平成31年3月15日までとする。

② 設計事業者の責による業務期間の延長には応じない。

(5) 本事業の事業費上限額

本事業の事業費上限額は下記のとおりであり、本事業の参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者（以下「応募者」という。）は、下記の記載内容を踏まえ技術提案を行うこと。

① 本事業に係る建設費上限額

本事業に係る建設工事費の上限額及びその内訳は下記のとおりとする。

○ 本事業に係る建設費上限額

:850,000,000円（消費税等相当額8%を含む税込）

・（仮称）成田出張所庁舎整備事業に係る建設工事費上限額

:550,000,000円（予定）（消費税等相当額8%を含む税込）

・岡本出張所庁舎整備事業に係る建設工事費上限額

:300,000,000円（予定）（消費税等相当額8%を含む税込）

<内訳>

ア 建築工事 イ 電気設備工事 ウ 機械設備工事 エ 外構工事

※備品等は含まない。

② 設計業務に係る費用の上限額

設計業務に係る費用の上限額は下記のとおりとする。

○ 設計に係る費用の上限額

89,000,000円（消費税等相当額8%を含む税込）

<内訳>

ア 基本設計 イ 実施設計

(6) 業務スケジュール

業務スケジュールは下表のとおり予定している。

平成30年4月2日	・公募手続の開始
平成30年4月2日～4月6日	・質疑書の提出
平成30年4月10日	・質疑回答
平成30年4月11日～4月17日	・参加資格確認申請書受付期間
平成30年4月20日	・1次審査
平成30年4月23日	・参加資格確認、1次審査結果の通知
平成30年4月24日～4月27日	・第2回質疑書の提出
平成30年5月2日	・第2回質疑回答
平成30年5月2日～6月8日	・技術提案書受付期間
平成30年6月16日	・プレゼンテーション・ヒアリング及び2次審査
平成30年6月18日	・優先交渉権者の選定（審査結果の通知）
平成30年6月末	・業務契約の締結
平成31年2月	・発注者による設計図書の確認（図面、積算内容等）
平成31年3月15日	・納品

参加資格確認申請書、技術提案書等の提出物は、土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時までに（正午から午後1時までを除く）事務局窓口まで提出すること。ただし、締切日については午後3時までとする。

スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加資格確認申請書の提出があった者に通知するとともに、小田原市消防本部ホームページに掲載する。

(7) 選定委員会

受注者の選定に係る審査は、「小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定委員会設置規則」により組織された小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とする。

① 選定委員（◎は委員長、○は副委員長）

- ◎小野田 泰明（東北大学大学院 教授）
- 中村 純也（神奈川県くらし安全防災局防災部消防課長）
- ・林 良英（小田原市企画部長）
- ・村田 真一（小田原市建設部長）
- ・穂坂 明利（小田原市消防長）

② 審査日

- ・第一次審査（非公開）：平成30年4月20日（金）
- ・第二次審査（非公開）：平成30年6月16日（土）

4. 参加資格

(1) 基本的要件

- ① 応募者は、4.(2)の全てを満たす、単体企業又は複数の者で構成される共同企業体であること。
- ② 共同企業体による提案事務所の代表者は、最大の出資比率の構成員とする。また、全ての構成員の出資比率は20%以上とする。
- ③ 応募者である企業（共同企業体の場合は代表者）及び配置する技術者に求める業務実績に規定する同種施設及び類似施設は以下のとおりとする。
 - ア 同種施設 平成21年国土交通省告示第15号の別添二建築物の類型の「十二 文化・交流・公益施設」の第2類中「消防署」（支所、出張所庁舎を含む）とする。
 - イ 類似施設 平成21年国土交通省告示第15号の別添二建築物の類型の「十二 文化・交流・公益施設」の第2類中「警察署」及び同別添二建築物の類型の「四 業務施設」の第2類中「庁舎等」とする。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の要件を満たすこと。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されていること。なお、入札資格を有しない、又は登録されていない場合は、「かながわ電子入札共同システム／資格申請システム」及び小田原市総務部契約検査課において申請を行うこと。
- ③ 小田原市契約規則（昭和39年6月1日規則第22号）第5条の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた小田原市における一般参加者の資格を有すること。
- ⑤ 手続開始告示の日から契約締結日までのいずれの日においても、小田原市又は国（公社、公団及び独立行政法人を含む）から指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 次のア及びイに該当する者でないこと。
 - ア 本事業に係る別途業務の受託者及びその協力業者でないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する、アの受託者と資本若しくは人事面において関連がある設計事業者でないこと。
 - a アの受託者の発行済株式総数の100分の50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50 を超える出資をしている設計事業者
 - b 設計業者の代表権を有する役員がアの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該設計事業者
- ⑦ 設計事業者は、平成10年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成30年度内に完成予定の延べ床面積800㎡以上の同種又は類似施設の設計実績があること。
- ⑧ 下記に示す設計業務管理技術者及び各業務分野を担当する設計主任技術者（以下「配置予定設計技術者」という。）を配置できること。
 - ア 設計業務管理技術者

設計業務管理技術者は設計業務を統括管理する者とする。なお、建築設計主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- b 平成10年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成30年度内に完成予定の延べ床面積800㎡以上の同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること。
- c 設計事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 建築設計主任技術者

設計業務のうち、建築分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- b 設計事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 構造設計主任技術者

設計業務のうち、構造分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者及び他分野の主任技術者との兼務は認めない。

- a 建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士であること。
- b 設計事業者もしくは再委託先となる企業（以下「協力事務所」という。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 電気設備設計主任技術者

設計業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者及び他分野の主任技術者との兼務は認めない。

- a 建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士であること。
- b 設計事業者もしくは協力事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

オ 機械設備設計主任技術者

設計業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者及び他分野の主任技術者との兼務は認めない。

- a 建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士であること。
- b 設計事業者もしくは協力事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑨ 配置予定設計技術者は、本設計の完了までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

⑩ 主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。

5. 参加資格確認申請書の提出期間、場所等、及び確認の通知

(1) 応募者は、本プロポーザルに参加することを表明し、参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加資格確認申請書を提出し、発注者から参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、以下①の提出期間に参加資格確認申請書を提出しない者、又は、参加資格確認の結果、参加資格が無いと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

① 提出期間

3. (6) 業務スケジュールの該当する期限までに提出すること。

② 提出場所

2. (2) 事務局窓口に出すこと。

③ 提出方法

提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る）又は託送（書留郵便と同等のものに限る）により提出すること。なお、電送によるものは受け付けない。郵送、託送による場合は、封筒に「小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定プロポーザル参加資格確認申請書在中」と朱書きにより明記すること。なお、応募者には参加資格確認申請書を受領した旨を通知する。

④ 提出部数

正1部（写し10部）

(2) 提出書類

参加資格確認申請書は、配付の様式により作成すること。なお、提出期限を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

① 参加資格確認申請書（別紙様式1）

小田原市における「入札参加資格認定申請」に関する資料の写しを提出し、入札参加資格を有することを確認できること。

※入札資格を有しない、又は登録されていない場合は、「かながわ電子入札共同システム／資格申請システム」及び小田原市総務部契約検査課において申請を行うこと。

② 建築士事務所登録の写し

③ 同種又は類似施設の実績（別紙様式2）

4. (2) ⑦に示す設計事業者の同種又は類似施設の実績

※1. 同種又は類似施設の実績は、1実績のみとする。

※2. 同種又は類似施設の実績として記載した設計の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料（契約書の写し及び平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類）を提出すること。

④ 配置予定技術者の資格及び経験（別紙様式3-1から3-5）

4. (2) ⑧に示す設計担当者の資格及び経験

設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者分を提出すること。

※1. 同種又は類似施設の実績は、配置予定技術者ごとに1実績のみとする。

※2. 複数の配置予定技術者の経験が同一の場合も、配置予定技術者ごとに提出すること。

※3. 同種又は類似施設の実績として記載した工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料（契約書の写し及び平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類）を提出すること。

※4. 設計業務管理技術者の経験は、評価の対象とする。

※5. 様式中の業務実績の立場は、その業務における役割分担（主任担当技術者等）を記入する。

⑤ 設計受賞実績（別紙様式4）

過去20年以内に、設計業務管理技術者又は建築設計主任技術者に以下の受賞歴（住宅を除く）がある場合は、別紙様式4及びその受賞を証明する書類を提出すること。

ア 日本建築学会賞（作品）

イ J I A日本建築大賞

ウ 公共建築賞（特別賞、優秀賞を除く）

エ B C S賞

※設計受賞実績は、1実績のみとする。

⑥ 実施方針（別紙様式5（A3片面・横使い1枚以内））

実施方針として、下記の内容を分かりやすく表現、記載すること。

ア 本設計の基本的考え方（設計コンセプト）

イ 実施体制

ウ 業務工程

エ 設計者による工事価格に係るマネジメントのあり方

(3) 作成要領

① 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。記入する文字は10.5ポイント以上とすること。

③ 参加資格確認申請書（別紙様式1）を1頁とし、番号を付すとともに全頁数を表示すること。（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）

④ 審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現は避けること。

(4) 参加資格確認申請書の作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。

6. 質疑・回答

(1) 実施要項に対する質疑がある場合は、次のとおり配布の様式により提出すること。

① 提出期限 3.(6) 業務スケジュールの期限までに提出すること。

② 提出方法 質疑書（別紙様式6）に記載の上、事務局Eメールアドレスに送信すること。

電子メールの件名は、「【〇〇】小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定プロポーザル（質疑書）」とすること（【〇〇】は申請者名を記載すること。）。

また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

(2) 質疑に対する回答

① 回答期限 3.(6) 業務スケジュールの期限までに回答する。

② 回答方法 質疑書の送信元に、電子メールにて回答するとともに、小田原市消防本部ホームページに掲載する。

(3) 上記のほか、3.(6) 業務スケジュールのとおり、1次審査通過の通知後に、1次審査通過者から質疑を受け付けることとし、上記(1)の手続に基づき、書面により提出すること。

7. 1次審査

(1) 審査方法について

- ① 1次審査は2次審査に参加できる応募者4者を選定することを目的とし、応募者より提出された参加資格確認申請書をもとに総合的に審査する。
なお、応募者が4者に満たない場合でも本プロポーザルは成立するものとし1次審査を実施する。
- ② 審査については、参加資格確認申請書の内容について書類審査（非公開）を実施し、提案の実現性及び設計者としての信頼性、工事価格に係るマネジメントのあり方を総合的に評価する。

(2) 1次審査結果の発表

1次審査の結果については、応募者に通知するとともに、平成30年4月23日に小田原市消防本部ホームページで公表する。

(3) その他

- ① 1次審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。
- ② 提出書類は、1次審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出された参加表明書等は返却しない。

8. 2次審査

1次審査通過者は、2次審査用技術提案書を提出することができる。

(1) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 平成30年6月8日（金）15時まで（必着）。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- ② 提出場所 5.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法 5.（1）③に同じ。
- ④ 提出部数 技術提案書10部。同内容の電子ファイル1部（CD-R等の記録用メディア媒体で必ずウイルス対策を実施すること）

(2) 2次審査用技術提案書の提出を辞退する場合は、平成30年4月27日（金）までに、事務局窓口へ辞退を届け出ること。また、提出期限までに2次審査用技術提案書を提出しない者は、2次審査用技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

(3) 2次審査用技術提案書は、「9. 2次審査用技術提案書作成要領」に従い作成すること。
なお、提出期間を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

(4) その他

- ① 2次審査用技術提案書の作成及び提出に係る報酬は以下のとおりとする。なお、優先交渉権者が契約に至らなかった場合は、次点の者が優先交渉権者に繰り上げとなる（以下順次繰り上げ）。

・優先交渉権者	：	0円
・次点	：	300,000円
・上記以外	：	200,000円

- ② 採用された技術提案については、その後の設計業務において、その内容が一般的に使用さ

れている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

9. 2次審査用技術提案書作成要領

2次審査用技術提案書については、事業費上限額内で仕様書等の内容を満たす施設計画を実現できる提案を行うこと。

(1) 技術提案書 (A 1片面・横使い1枚以内)

以下の内容について提案し、その内容を表現した、配置兼平面図 (1/300程度)、各階平面図 (1/300程度)、立面図 (1/300程度)、断面図 (1/300程度)、イメージパースを作成すること。なお、技術提案書は、(仮称)成田出張所庁舎及び岡本出張所庁舎のそれぞれについて作成すること。

- ① 防災拠点として相応しい施設の考え方
- ② 出動動線と一般動線の区分等の考え方
- ③ 出動に伴う騒音対策など、周辺環境への配慮に関する考え方
- ④ 建物のデザインや緑化など、周辺環境・景観との調和に関する考え方
- ⑤ 24時間勤務体制としての職員の業務と生活の両面に配慮した施設の考え方
- ⑥ 訓練及び体力練成を行うことができる施設の考え方
- ⑦ 維持管理にかかる経費や将来的な施設のあり方を十分に考慮したエネルギー計画及び施設計画

(2) 事業の実施体制提案書 (別紙様式7 (A 3片面・横使い1枚以内))

以下の項目について具体的に提案すること。

- ① 設計の実施方針 (設計に対する取組み方針)
- ② 設計の実施体制
- ③ 業務工程計画

ア 設計・施工の全事業スケジュールを提示すること。

イ 発注者による設計内容の確認・意思決定時期等を記載すること。

(3) 設計見積書 (自由書式 (A 4片面))

- ① 基本設計、実施設計に分けて作成し、合計金額を明記すること。
- ② 設計見積書の書式については、応募者の任意書式による。ただし、見積会社名、及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に出力の上、マイクロソフト社製のエクセルデータ及びPDFデータも合わせて提出すること。

(4) 概算工事費内訳明細書 (自由書式 (A 4片面))

- ① 内訳明細書の書式については、応募者の任意書式による。ただし、見積会社名、及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に出力の上、マイクロソフト社製のエクセルデータ及びPDFデータも合わせて提出すること。
- ② 内訳明細書は、中項目とし、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。

10. 2次審査用技術提案書の作成における留意事項

- (1) 技術提案書は、(仮称)成田出張所庁舎及び岡本出張所庁舎のそれぞれについて作成する

こと。

- (2) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。文字の大きさは12ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とすること。
- (3) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたいうで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。
- (4) 技術提案書については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現は避けること。

1 1. 2次審査方法

(1) プレゼンテーション（非公開）・ヒアリングについて

- ① 応募者は2次審査用技術提案書の説明（パワーポイント）を30分のプレゼンテーションで行う。
- ② パワーポイントによるプレゼンテーションに使用する資料は、2次審査用技術提案書の内容のみを使用した静止画とする。
- ③ プレゼンテーションに参加できる応募者は設計業務管理技術者を含め4名までとする。
- ④ プレゼンテーション後に、選定委員会及び事務局による30分のヒアリング（非公開）を行う。
- ⑤ ヒアリングに参加できる応募者は、設計業務管理技術者を含む4名までとする。
- ⑥ ヒアリングは、2次審査用技術提案書に基づき行う。
- ⑦ プレゼンテーション・ヒアリングは平成30年6月16日（土）を予定しているが、詳しい時間・会場については、応募者に別途連絡する。

(2) 2次審査の方法

- ① ヒアリング（非公開）後に、選定委員会による2次審査を行う。
- ② 2次審査は、ヒアリング（非公開）結果を参考に、選定委員会が審査基準に基づき中立かつ公正に審査・評価し、最も優れた技術提案書を選定する。当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次点とする。

12. 2次審査基準

審査項目及び配点

審査項目	配点
1. 企業の技術力	10.0
(1) 配置予定技術者の経験	6.0
① 設計業務管理技術者	2.0
② 建築設計主任技術者	1.0
③ 構造設計主任技術者	1.0
④ 電気設備主任技術者	1.0
⑤ 機械設備主任技術者	1.0
(2) 設計受賞歴	1.0
(3) 実施方針	3.0
2. 技術提案	90.0
(1) 技術提案書 ① 防災拠点として相応しい施設の考え方 ② 出動動線と一般動線の区分等の考え方 ③ 出動に伴う騒音対策など、周辺環境への配慮に関する考え方 ④ 建物のデザインや緑化など、周辺環境・景観との調和に関する考え方 ⑤ 24時間勤務体制としての職員の業務と生活の両面に配慮した施設の考え方 ⑥ 訓練及び体力錬成を行うことができる施設の考え方 ⑦ 維持管理に係る経費や将来的な施設のあり方を十分に配慮したエネルギー計画及び施設計画	70.0
(2) 事業の実施体制提案書 ① 設計の実施方針（設計に対する取組み方針） ② 基本設計～実施設計までの設計の実施体制	6.0
(3) 業務工程計画提案書 ① 業務工程計画 ア 設計・施工の全事業スケジュール イ 事業期間短縮の考え方 ② 業務工程計画説明 具体的な業務プロセスや業務遅延防止対策	4.0
(4) 設計見積書 ①基本設計、実施設計に分けて作成し、合計金額を明記	3.0
(5) 概算工事費内訳明細書 ①内訳明細書は中項目とする	7.0
合計	100.0

1 3. 2次審査結果の発表

技術提案書の審査を経て、発注者は最も優れた技術提案書を特定し、優先交渉権者に決定する。審査の結果は、書面により通知するとともに、審査結果及びその概要を小田原市消防本部のホームページで公表する。

1 4. 業務契約の締結

- (1) 発注者と優先交渉権者は、すみやかに業務に関する見積合わせを行い、仕様書等に基づく契約を締結する。優先交渉権者は、見積合わせ時に業務工程計画を提出し、着実に業務を実施する意思を示すこと。
- (2) 本業務を受託した者（設計共同体にあっては構成員）及びその協力事務所は、本事業に関するすべての工事入札に参加し、当該工事を請け負うことができないこととする。
- (3) 本業務を受託した者及びその協力事務所と次に掲げる事実が認められる建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し、当該工事を請け負うことはできないこととする。
 - ① 一方が他方に出資していること。
 - ② 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

1 5. 提出資料の取扱い

- (1) 参加資格確認申請書、2次審査用技術提案書の無効等
 - ① 虚偽の内容が記載されている参加資格確認申請書、2次審査用技術提案書は無効とし、提出要請者としての通知及び優先交渉権者の選定についてはこれを取り消すと同時に、指名停止措置を行うことがある。
 - ② 参加資格確認申請書、2次審査用技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 所定の様式に示す条件に適合しないもの
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - カ 他者の提案を盗用したもの
- (2) 本業務のために提出された資料は返却しない。
- (3) 本業務のために提出された資料は、本業務目的以外に応募者に無断で使用しないが、提出された2次審査用技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、応募者に確認の上、応募者の権利、利益等を損なう恐れのある部分を除き、公表することがある。このほかの提出資料の非公表を希望する者は、非公表を希望する書類名を参加資格確認申請書に記載すること。
- (4) 本業務のために提出された資料は、本業務に係る作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

- (5) 本業務及び本業務に関して応募者が作成し又は提出する資料等（2次審査用技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない）は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。応募者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、応募者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

16. その他

- (1) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 現地説明会は行わない。
- (3) 本プロポーザルの告示から第2次審査結果が公表されるまでの期間において、本件に関して、以下の者に、直接、間接を問わず接触した場合は失格とする。
- ① 選定委員
 - ② 事務局及び関係職員（実施要項に定める手続きは除く）
 - ③ 「小田原市消防庁舎再整備基本計画策定支援業務」受託者